

令和2年9月7日(月) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	関口 博	委員	高原 幸雄
副委員長	香西 貴弘	〃	石塚 陽一
委員	青木 健	〃	小川 宏美
〃	藤田 貴裕		



○出席説明員

市長	永見 理夫	まちの振興課長	三澤 英和
副市長	竹内 光博	(兼)都市整備部特命担当課長	
教育長	是松 昭一	環境政策課長	清水 紀明
		ごみ減量課長	中村 徹
政策経営部長	宮崎 宏一		
		都市整備部長	門倉 俊明
健康福祉部長	大川 潤一	都市整備部参事	江村 英利
		道路交通課長	中島 広幸
生活環境部長	黒澤 重徳	下水道課長	蛭谷 常久
(兼)防災安全担当部長		国立駅周辺整備課長	関野 達也



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一



○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 第56号議案 市道路線の廃止について
- (2) 第57号議案 市道路線の認定について
- (3) 第67号議案 国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- (4) 第68号議案 国立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案
- (5) 第69号議案 令和2年度国立市一般会計補正予算(第7号)案
(歳入のうち所管する部分、総務費、農林費、商工費、土木費)

2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策と今後の取組について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
第 5 6 号 議 案	市道路線の廃止について	2 . 9 . 7 原 案 可 決
第 5 7 号 議 案	市道路線の認定について	2 . 9 . 7 原 案 可 決
第 6 7 号 議 案	国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	2 . 9 . 7 原 案 可 決
第 6 8 号 議 案	国立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案	2 . 9 . 7 原 案 可 決
第 6 9 号 議 案	令和 2 年度国立市一般会計補正予算（第 7 号）案 （歳入のうち所管する部分、総務費、農林費、商工費、 土木費）	2 . 9 . 7 原 案 否 決

○【関口博委員長】 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きます。

本日の委員会につきましては、これまでと同様に、議会として新型コロナウイルス感染拡大の防止等を図るため、出席説明員の委員会室への入退室については、休憩時間以外にも行うことを認めております。また、理事者以外の説明員につきましても、着座のまま発言することとなっておりますので、御了承願います。

委員の皆様におかれましては、市長提出議案の質疑の通告を行っていただいておりますが、ほかの案件につきましても端的な質疑を行っていただき、出席説明員の皆様におかれましては、簡潔明瞭な答弁に努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 第56号議案 市道路線の廃止について

議題(2) 第57号議案 市道路線の認定について

○【関口博委員長】 第56号議案市道路線の廃止についてと、第57号議案市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。なお、採決は別個採決といたします。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 おはようございます。

それでは、第56号議案市道路線の廃止についてと第57号議案市道路線の認定についての2議案につきましては関連いたしますので、一括して補足説明いたします。

初めに、第56号議案市道路線の廃止についてでございます。

本議案の廃止路線は4路線でございます。市道南第24号線28、市道南第29号線3-4と、裏面の市道南第30号線16の3路線が払下げ申請により一般交通の用に供する必要がなくなる路線で、最後の市道南第39号線は寄附により、起点・終点が変わる路線であり、道路法第10条第1項の規定に基づき、以上4路線を廃止するものでございます。

引き続きまして、第57号議案市道路線の認定についてでございますが、本議案は第56号議案と関連し、寄附により既存の起点・終点が変わる市道南第39号線につきまして、道路法第8条の規定に基づき、市道路線を認定するものでございます。

それでは、本会議資料No.13の廃止・認定路線案内図を配付してございますので、御覧いただきたいと思っております。

1 ページ目の案内図の丸で囲んである箇所が廃止、または認定する路線の場所でございます。

続きまして、2 ページ目を御覧ください。①の廃止路線図でございますが、右上に凡例がございます。点線で表示しております路線が廃止する市道南第24号線28で、中平地域防災センター北側の路線になります。

続きまして、3 ページ目を御覧ください。②、③の廃止路線図でございますが、国立富士見台幼稚園南側の図中央の2路線になります。②が南北の路線で市道南第29号線3-4、③が東西の路線で市道南第30号線16になります。

引き続きまして、4 ページ目の④の廃止・認定路線図を御覧ください。右上に凡例がございますが、点線で表示しております路線が廃止路線で、実線で表示してあります路線が認定路線になります。図中

央のおたか森通り南側、甲州街道北側の市道南第39号線につきまして、甲州街道北側に面しております。また、開発行為による道路で、市が管理しておりました北側約108メートルの区間を新たに認定し、起点・終点を変更するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第56号議案について、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第57号議案について、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(3) 第67号議案 国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

議題(4) 第68号議案 国立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案

○【関口博委員長】 第67号議案国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案と、第68号議案国立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。なお、採決は別個採決といたします。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 それでは、第67号議案国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案、及び第68号議案国立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案の2議案につきまして、関連しますので一括して補足説明を申し上げます。

まず初めに、本2議案の改正理由でございますが、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例について規定の整備を行うものでございます。

それでは、お手元に配付しております、建設環境委員会資料No. 31、及び建設環境委員会資料No. 45の新旧対照表を御用意願います。

まず、建設環境委員会資料No. 31、国立市道路占用料徴収条例の改正内容でございますが、条例第8条の延滞金に関わる附則の改正でございます。附則第3項は延滞金の算出に当たり、現在は納期限後1か月以内についてのみ特例割合が適用されておりますが、納期限後1か月を超えた場合にも特例を適用するものでございます。

また、用語の変更として、「特例基準割合」とあるものを「延滞金特例基準割合」に改め、括弧の中の説明文を「平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年1月1日から施行することとし、施行日以前の延滞金の算定につきましては、従前の例によることとするものでございます。

続きまして、建設環境委員会資料No.45の国立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の改正内容でございます。条例第16条の延滞金に関わる附則の改正でございます。附則第4項におきまして、「特例基準割合」とあるものを「延滞金特例基準割合」と改め、「当該年の前年に」とあるものを「平均貸付割合」と改め、「の規定により告示された割合」とあるものを「に規定する平均貸付割合をいう」と改め、「（以下この項において『特例基準割合適用年』という。）」を削除し、「当該特例基準割合適用」とあるものを「その」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年1月1日から施行することとし、施行日以前の延滞金の算定につきましては、従前の例によることとするものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第67号議案について、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第68号議案について、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(5) 第69号議案 令和2年度国立市一般会計補正予算（第7号）案

（歳入のうち所管する部分、総務費、農林費、商工費、土木費）

○【関口博委員長】 第69号議案令和2年度国立市一般会計補正予算（第7号）案のうち、建設環境委員会が所管する歳入、総務費の一部、農林費、商工費、土木費を議題といたします。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第69号議案令和2年度国立市一般会計補正予算（第7号）案のうち、建設環境委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、5ページをお開きください。第3表、地方債補正は、建設環境委員会の所管するものは変更が1件です。歳出予算の補正に伴い、その財源として、街路灯省電力化事業債の限度額を変更するものでございます。

次に、歳入について、御説明いたします。16ページ、17ページをお開きください。款22市債、項1市債は歳出予算の補正に伴い、その財源として街路灯省電力化事業債を全額減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。22ページ、23ページをお開きください。款2総

務費、項1総務管理費は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業延期することに伴い、コミュニティ施設外壁等改修工事实設計委託料を全額減額するものでございます。

36ページ、37ページをお開きください。款6農林費、項1農業費は、新型コロナウイルス感染症の影響で町名地番整理事業を延期することに伴い、農地台帳システム改修委託料を全額減額するものでございます。

38ページ、39ページをお開きください。款7商工費、項1商工費は、感染症拡大防止に取り組む市内事業者への支援としてアルコール消毒液を配付するため、消耗品費を追加するものでございます。

40ページ、41ページをお開きください。款8土木費、項1土木管理費は、新型コロナウイルス感染症の影響により必要な資材の年度内の納品が難しく、事業を延期することに伴い、道路照明設置工事請負費を減額するほか、市道富士見台第4号線の路側体の引き直し、及び自転車ナビマークを設置するため、交通安全施設整備工事請負費を増額するものでございます。

項2道路橋りょう費は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を縮小して実施するため、道路ストック総点検委託料を減額するものでございます。

40ページから43ページにかけてが、項3都市計画費です。新型コロナウイルス感染症の影響により、町名地番整理事業を延期することに伴い、調査業務委託料を減額するほか、国立駅南口用地の測量を行うため、測量委託料を追加するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 それでは、若干質疑をさせていただきます。

39ページの目3商工振興費の中の商工業者感染症対策事業費、アルコール消毒液を配るということです。この対象件数とコロナ対策事業としてこういう選択をしたわけですけど、ほかの中小企業者の今のコロナ禍の下での要求というか、市に対する要望だとか、そういうことはなかったんでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。まず、件数ということで、事業概要から改めて説明させていただきますと、目的としては社会全体で感染症対策に取り組んでいくことが求められる中、感染防止に積極的に取り組んでいる事業者を対象に、市中で手に入りにくい消毒液を無償で配付すると。その対応の継続を支援すること、これが目的で考えております。

実際は、東京都の感染防止徹底宣言に申請して、ステッカーを掲示している事業者、おおむね700事業者に消毒液を配付するというので考えておまして、3リットルを700事業者に配付することを考えております。方法なんですけれども、市役所で申請を受け付けまして窓口で書類確認して、その場で提供すると。そこですぐ渡したいと考えております。

時期ですけども、アルコール消毒液の需要が逼迫しているので、入手困難な状況というのはあるんですけども、話はもう既に進めておまして、予算成立後、正式に発注するということになるので、配付は10月中旬開始というのが見込めるんじゃないかと考えております。

今、ほかの中小企業からの要望はどうかという話、私も直接いろいろな事業者さんにお話を伺うんですが、大体お話としては、現状の対応について、例えば、一般質問でもありましたけれども、プレミアム付商品券は本当に助かった、そういう声が主に届いておまして、あと、融資もかなり、融資残高も例年にないというか、過去にないぐらい積み上がっているという話も金融機関から聞きますの

で、現状においては、資金需要なども十分行き渡っているのではないかと考えます。以上です。

○【高原幸雄委員】 ありがとうございます。アルコール消毒液というのは事業者、商店にとっては大変、今の時期は必需品になっておりますから、それはそれで、大いに事業者の要望だろうと思うんですが、これはそうすると、期間としては1事業者当たり、どのぐらい持つ設定なんですか。

○【三澤まちの振興課長】 5リットルという話があったんですけども、小規模事業者さんに聞くと、使い切らないという話があったんです。じゃあ、3リットルで十分じゃないかという話になりまして、より多く配ったほうがいいじゃないかということなので、どれぐらいと言いますと、5リットルで使い切らないといたら、3リットルだったら、市中にアルコールが出回り始めるぐらいまでは耐えられるんじゃないかと言えらると思います。以上です。

○【藤田貴裕委員】 41ページの交通安全推進事業費、450万円について伺いたいと思います。白線の引き直しとかやるんだと思いますけども、いきさつについて教えていただけますか。

○【中島道路交通課長】 お答えいたします。

交通安全推進事業費の交通安全施設整備工事費ですが、450万円を増額補正するものでございます。整備工事箇所でございますが、くにたち市民芸術小ホール北側の交差点から矢川通りまでの団地通り、富士見台第4号線になります。延長としては620メートルの区間で、工事内容といたしましては外測線を引き直し、自転車ナビマークを設置するものでございます。また、交差点等の安全対策を並行して行うものでございます。

本工事箇所でございますが、市民の方から苦情要望があったところで、具体的には富士見台第三団地の北側には歩道がありますが、子ども家庭支援センターから西側矢川通りまで歩道がありません。団地通りは認定幅員8メートルで、道路法の道路構造令及び国立市道における道路構造の技術的基準に関する条例の規定では、大型車両が通れる車道幅員は3メートルを確保するというようになっております。現状では、車道幅員が2.3メートルほどしかございません。このことから、2.5メートルの大型車両が通りますと、路側帯にはみ出る形で走行し、歩行者から迫ってくるようで怖い、危ないなどの苦情が寄せられたところでございます。

市では、直ちに現地を調査いたしまして、立川警察署と協議を行い、その結果、交差点での飛び出し事故も多いことから、路側帯を1.7から1メートルに狭め、車道幅員を2.3から3メートルにするとともに、その他の安全対策として自転車ナビマークを設置し、交差点に止まれマークなどを設置することで対応していきたいと考えてございます。

○【藤田貴裕委員】 白線というのは正しい引き方がされていたんですか。それとも違うんですか。

○【中島道路交通課長】 これがいつの時点で、そういった白線になっていたかというのが定かではございませんけども、通常路側帯の幅よりも広く白線が引かれていたという現状でございました。

○【藤田貴裕委員】 そのいきさつは不明なんですか。

○【中島道路交通課長】 私が知る限りでは、30年以上前からということになるろうかと思えます。

○【藤田貴裕委員】 それで、正しい白線というか車道になるということなんですか。それと、歩道については、何メートルが何メートルになるのか教えてください。

○【中島道路交通課長】 路側帯の幅につきましては、1.7から1メートルに変更します。これの基準でいきますと、道路構造令等もクリアすることになりますので、正しい形になるろうかと考えてございます。

○【藤田貴裕委員】 歩道が狭まることによって、歩きやすさはどうなんですか。危険だから何とか

してほしいという話だったと思いますけども、1メートルで歩く場所は狭くなりそうですが、これで安全ということで考えていいんですか。

○【中島道路交通課長】 併せて自転車ナビマークを設置いたします。歩行者と自転車は分けることができますので、比較的安全になるかとは考えています。また、交差点部分でも飛び出し事故等がありますので、止まれマークだとかそういったものを設置することによって、より安全に図っていきたいと考えてございます。

○【藤田貴裕委員】 より安全になるということはいいいことだと思いますが、もう一点、最後に確認したいんです。現状のままで、現状の白線のところにガードレールを引いて危険を防止する、そういうことはできなかったんでしょうか。

○【中島道路交通課長】 該当の路線は、商店等もございまして駐車場等も多くあって、なかなかガードレールを路線として設置するというのは難しい箇所でございます。この辺も警察とも協議した中で、駐車、停車が禁止という状態であれば、また別なんでしょうけども、なかなか停車を規制するのは難しいところもありまして、ガードレールの設置については、今回、見送っているところでございます。

○【小川宏美委員】 では、よろしく願いいたします。1点質疑させていただきます。

予算書で言いますと42ページと43ページ、土木費で、今回、国立駅周辺整備事業費、測量委託料が289万円入りました。これから測量が始まるのだと思います。用地交換に向けての測量が始まるのだと思いますけれども、289万円の、まず積算根拠がありましたら教えてください。

○【関野国立駅周辺整備課長】 積算根拠につきましては、国や東京都が示す積算基準に基づきまして、技術者、例えば測量主任技師、または測量技師などの基準日額を算出いたしまして、現地の状況を把握する現地踏査ですとか境界測量、面積計算、用地実測図の作成などの測量作業に必要な直接測量費ですとか、あとは諸経費などを積算しているところでございます。以上です。

○【小川宏美委員】 これはいつからいつまで、補正が通ったらですけども、始める予定なんですか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 本補正予算をお認めいただいた後、速やかに契約業務を進めまして、10月には契約を結びまして、年度末、令和3年2月、3月の工期に向けて、測量業務を進めてまいりたいと考えてございます。

○【小川宏美委員】 そうすると、5か月から6か月、半年、駅前で測量が行われるわけで、今、おっしゃいました、国や都に基づいて、もちろん技師や用地実踏などが入るんですけども、かなり長い期間かかります。積算根拠はあそこをそのぐらいの時間をかけて測量するんだと、意外なんですけども、積算根拠を、もう一度、もう少し具体的に教えていただけないでしょうか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 まず、対象地になりますけれども、対象地につきましては、主に旧国立駅舎の周辺東西の、JR東日本さんが所有している土地を測量するというものになります。面積といたしましては、約1,500平方メートルを行いまして、今おっしゃられた、いわゆる人工といたしましては、先ほど申し上げました、様々な職種がございまして、職種を合わせて、75人日という形になろうかと思えます。

○【小川宏美委員】 では、5か月から6か月の中、75日間を行う積算根拠で立てたのが289万円だということが分かりました。だから、決して6か月ずっとやっているわけじゃなくて、24時間やっているわけではなくて、もちろん75日間、1か月半ぐらいの間は、そこで測量が行われるということが分かりました。

それで、今回の測量ですけれども、JR東日本と用地交換を行うために事前に行うわけです。これの規定は3月16日に取り交わした用地交換についての確認書に書かれているものですが、3月16日以降、測量を含めてJR東日本と行ってきた協議を時系列的に教えていただけないでしょうか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 本年、3月に国立駅南口における用地交換についての確認書をJR東日本と取り交わしまして、その後、4月、5月につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で協議が一時できないという状況でございました。その後、6月から協議を開始いたしまして、6月、あと7月、今月も1度打合せの予定を入れているところでございます。以上です。

○【小川宏美委員】 コロナの関係があったということで、6月に1度、7月に1度、それで、8月が休みで、9月に入っているということです。これは、市からは誰が行ってるんでしょうか。誰が行って、どちらと会っているんですか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 主には、私、国立駅周辺整備課長以下、係長、係員が出席をしております。

○【小川宏美委員】 では、副市長が行っているわけではないんですね。

○【関野国立駅周辺整備課長】 あくまでも確認書を取り交わしまして、細かい業務の詳細なところ、事務的なところになってございますので、課長以下で協議に当たっていると。何度かに1度につきましては、都市整備部長も参加するという形になっております。以上です。

○【小川宏美委員】 測量に関しても、時に部長が入り、また、課長以下で交渉というか協議をしてきているということは分かりました。

今回の測量には、では、国立市が持っている西側の土地の測量は入らないんですね。

○【関野国立駅周辺整備課長】 国立市が持っている、いわゆる西側の複合公共施設用地のことかと思えますけれども、そちらにつきましては、平成26年度に、国立市土地開発公社から市が土地を買い戻すときに測量を行ってございますので、本測量委託の中の業務内容の対象からは外れているという形になってございます。

○【小川宏美委員】 分かりました。土地開発公社が買い戻すときに、もう既に測量を行っているので、今回は入らないということでした。

測量に関してなんですけれども、今回、289万円がついている分ですが、市とJRが取り交わしている確認書の第5条に費用負担のことが書かれています。手続や費用負担が書かれている、ここに規定があるのだと思います。第5条第2項に、費用は国立市の負担を基本とするとありますけれども、JR東日本の負担等の詳細については、協議の中で決定していくとあります。

今回の測量、旧駅舎の東西の土地だけの測量になるようなんですけれども、費用負担について、どう持ち合うかということの交渉なども協議の中にあっただけでしょうか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 こちらは用地交換に伴う測量等の費用につきましても、協議がございました。今回、いわゆる市がJRの土地を測量するという、そもそもの理由につきましては、平成30年4月に、副市長が開発の見直し及び土地の入替えにおける条件の検討を要請して以降、国立市が用地交換の協議を申し入れてきたという経緯がございますので、原因者負担の考えと言いますか、そういったところから用地交換に伴う測量費については、国立市が負担すると協議の中で決めたという形でございます。

○【小川宏美委員】 それも分かりました。国立市が用地交換することを申し入れたんだから、今はJRさんの土地ですけれども、あえてそこに入って測量をするということで、負担も全額——全額と

というのは今回289万円入れているわけですけど、国立市負担とすることを5条2項に基づいて話した結果、決めたということです。このことの全額負担を測量に関しては、旧駅舎の用地を500前後持っていますけれども、そこに関しては同じように市が全額負担したんでしょうか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 旧国立駅舎の再築用地につきましても、平成18年度に測量を市の負担で行っているところでございます。

○【小川宏美委員】 分かりました。今回の件は全額国立市が負担して行って、用地交換をこれから申し入れるということ、それは旧駅舎の土地を取得したときも同じであったということが分かりました。

もう一度、先ほどの最初に戻って測量の範囲なんですけれども、先ほどは旧駅舎の東西ということが言われました。そして、今回の確認書にも、各議員に配られたものに国立市の持っている土地のところが、漠然とというか点線も含めて書かれていたので、どこを何メートルに関して測量するのかを確認させていただきたいと思います。

パネルにしてきました。これは委員長の許可を得て、パネルを出させていただきますけれども、問題は東側の民有地があるところまでは、国立市が確定しているということは、出されている資料にも、こちらに書かれているのは分かりました。問題は西側の境界線を、どこまで計るのかということ。今日ははっきりさせたいと思って質疑しております。東西の長さを知りたいと思うんですけども、元関口市長のときにつくりました国立駅周辺まちづくり基本計画では、旧駅舎を復原するために取得したい土地について、A案、B案、C案というのがございました。A案というのは今、旧駅舎が取得した、その当時は26.5だったんですが、今は27メートルになっています。あるいは、B案というのは大学通りの幅44メートル。C案というのもありました。これは民有地から、かなりこちらのJRの今持っている土地まで入って、こうなりますと今、銀行などがある土地の歩道までたっぷり入った形になります。

それで、今回、測量するのはA案でもB案でもC案でもない距離になるのではないかと、その途中なのではないかと、今のお話を聞いていますと思うんですが、横幅、東西はどこまで、何メートルを今回、測量するんですか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 測量する範囲につきましては、今、委員さんが持っていらっしゃるC案まで測量をする予定でございます。ただし、測量する範囲と用地交換する範囲は必ずしも一致するものではございませんので、測量した後、正確な数値、その面積をもってJRさんと協議をしていくという今回の測量委託という形になります。

○【小川宏美委員】 では、84メートル、東西は測量するということでしょうか。と申しますのは、今朝も見ってきたんですが、ここは建物が建っています。さらに、旧駅舎から西側というのは、1つの看板が出ているのは、国立市が持っている土地ですと書いてあって、その先には、ここはJRの土地ですと書いてあるところが、今、白い塀で囲まれています。ここにさらに加わるここも含めて、84メートルに初めてなるわけですので、シュベールも建っています。そこまで全部、測量するという事なんです。メートルで言っただけだとありがたいんですが、84メートルでいいんでしょうか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 およそ東西84メートルの範囲を測量するという形となります。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。分かりました。私はB案かC案の間ぐらいを測量するのかと思っていました。では、基本計画にあったとおりのC案、できる限り広い広場空間を確保す

るために計画した、C案を測量するということが明確になりました。測量するということです。

問題は先ほど申し上げたとおり、測量するということが、その用地全体を取得したい意向であるということでは、またイコールではないということですね。そこは部長がお答えください。

○【門倉都市整備部長】 先ほど課長のほうで御答弁申し上げたとおりでございまして、まず、JRの持っている土地を正確に測量させていただき、その上で、どこまでのところが交換の範囲になるかだとか、必要だとかといったところ、今、委員さんのほうもおっしゃっていただきましたけれども、駅前になるべく広い空間を確保したいという気持ちにつきましては、思いにつきましては、国立市はこれまでも全然ぶれたところはございませんので、今回はおのおのが持っている土地、そこをはっきりさせた上で、具体的などころの協議にさらに入っていくといったところの内容でございまして。以上です。

○【小川宏美委員】 分かりました。ぶれないという部長の御答弁でした。ぶれていないという御答弁でした。ありがとうございます。

では、補正予算案が可決した場合には、先ほどおっしゃったように、10月には契約に入り、2月、3月までに測量を終え、では、JR東日本との用地交換に関する具体的な面積を持った交渉というのは、来年度以降、4月以降になるという理解でよろしいでしょうか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 確かに委託の終了の時期については、来年2月、3月になりますけれども、測量を行っていく上で、分かりましたデータにつきましては、用地交換のために活用していきたいと思っております。以上でございまして。

○【小川宏美委員】 そうですか。今、部長の答弁のほうクリアだと思っております。その測量することと獲得できるものは、また別だと理解しておかないといけないと、私たち素人というか議員でも思っておりますが、交渉がいつから始まるのかというのは来年度以降でよろしいんですか、部長。

○【門倉都市整備部長】 駅前の用地の確保ということについての協議、これにつきましては、これまでもずっと行ってきました。それで、その方向性について、3月のときに確認が取れたといったところでございます。

今回というかこれまでも、さっき課長の答弁もありましたけど、6月、7月も協議をさせていただいてまして、具体的にここで測量に入ることによって、さらに具体的な協議に入れるということになります。今は2月ないし3月だという話になりましたけれども、その間にも協議できるところがあれば協議をさせていただき、なるべく早い範囲の確定をさせていただくように頑張っていきたいと思っております。

ただし、具体的には、測量の作業というのは、先ほど75日と課長から出ましたけれども、現地に調査に行くと、それから境界の確認をして、それから作業に入って、それから確定をして図面を作ったとか、そういった作業がありますので時間がかかるものでございまして、ある程度ははっきりしないうちにどうだこうだという話を相手方とすることよりも、しっかりこの辺のところを、うちはこれだけの面積を持っている。相手もこれだけの面積を持っていると。あと、土地の価格ももちろん場所によって違いますので、その辺のところはしっかり捉えながら、具体的などころをこれからしっかり進めていきたいと思っております。以上です。

○【関口博委員長】 部長、確認したいんですけども、先ほどの課長の答弁では75人日と私には聞かされたんです。75日なんですか。人日と日では違いますので、人日というのは人工です。

○【門倉都市整備部長】 大変失礼しました。私のほうで言い間違えたところがあるかもしれませんが、測量は1日で5人だ、6人だで行って1日、2日で済むようなことじゃないというところを私は申し上げたかったんです。積算の中を確認しますけども、今の課長のほうで75人日ということでございます。私のほうの答弁はすいません、75日と言い切ってしまったんですが、それは訂正させていただきます。

○【関口博委員長】 分かりました。75人日に訂正でよろしいですね。

○【門倉都市整備部長】 そのようにお願いいたします。

○【関口博委員長】 ただいまの発言の訂正につきましては、委員長においてこれを許可しますので、訂正します。

○【小川宏美委員】 では、最後になります。測量を含めた用地交換に関する確認書の進捗状況や報告というのは、議会で聞けば、今、答えていただいているわけですが、この件に関しては旧国立駅舎運営連絡会で行い、市民の意見もその活用も含めて聞いていくと理解してよろしいんですか。

○【関野国立駅周辺整備課長】 こちらの旧国立駅舎の東西の用地の、例えば利用、使い方ですとか、あとはしつらえにつきましては、旧国立駅舎運営連絡会で議論、意見の交換をさせていただきたいと考えてございます。以上です。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 本議案については、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、今年度に発症した新型コロナウイルス感染症による様々な対応のために、全ての事案に優先して取り組まなければならない近々の課題のために必要な施策遂行に占めるものであると考えます。社会的には経済の低迷を招き、医療や介護への施策を優先しなければならず、そのために限られた財源による行政施策の執行の必要性からも今回の補正は重要な課題であります。

内容的には、当委員会所管の事項でも、新型コロナウイルス感染症に関する支援のアルコール消毒液の提供、交通安全推進事業費などが盛られ、かつコロナウイルス感染に伴い、一部事業の先送り案件の減額補正もあります。また、他の委員会所管事項でもコロナウイルスに伴う先送り事業も含まれ、これらの事業の推進のために、施策の選別を図る事項もあると考えます。

よって、私は本議案については賛成してまいります。

○【高原幸雄委員】 第69号議案、一般会計補正予算案については、建設環境委員会以外のところで賛成できない項目が入っておりますので、この予算については反対といたします。

○【青木健委員】 本補正予算案には賛成の立場から討論させていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス、本当にこんなに影響を与えられるとは、今年になってから、当初は全く思わなかったことが、こんなにいろいろなことに影響を与えるんだということを、改めて考えさせられたのが本補正予算案だったろうと思っております。

その中においても、39ページにおけるアルコール消毒液の配付ですとか、これは東京都が虹のマークでしたか、都知事がテレビに出て、東京の安全を宣伝するために虹のマークでいっぱいにしましよ、うみたいな、そんなことを言ったんだけど何もやってくれないということが、商工会を通じて私のほうの耳に入ってきてまして、それを市長に話したら即座に対応してくれたということで、大変皆さん喜ばれているということ、これは御報告、そしてまた申し上げさせていただきたいと思っております。当市

において、コロナ対策というのが、かなり細かい部分まで目配せをされているという1つの表れだろうと思いますので、大いに評価をしてみたいと思います。

それと、今、長々と質疑されておりましたけれども、国立駅前の土地の交換、ようやくここまで来たんだと、感慨ひとしおであります。私どものほうで当初、言い出したときには本当にできるのかという感じであったんですけど、これは本当に当局の熱意が、この事業を实らせたとは私は思っております。高く評価させていただきたいと思います。今後も、以前はJRとの信頼関係というのが、当初は失われかけた、そんなときもあったわけですけど、JRとの信頼関係をより一層太く、そして強くしていただきまして、本事業をはじめとして、駅周辺のまちづくりについて推進をしていただきたいということを御期待とともに申し上げさせていただいて、賛成の討論といたします。

○【藤田貴裕委員】 それでは、反対の立場で討論いたします。

他の委員会で認められない債務負担行為が入っているということでもありますので、本補正予算案には反対いたします。

○【香西貴弘委員】 第69号議案令和2年度国立市一般会計補正予算（第7号）案については、賛成の立場で討論いたします。

まず、商工費においては、商工業者感染症対策事業費として、アルコール消毒液3リッター分を都の感染防止徹底宣言ステッカーを貼り出している事業所、約700か所に優先的に配付をしていくこと、これはまさに今、求められる感染の防止と経済活動の両立という命題に対して、より真摯に取り組んでおられる事業所を支え、かつ後押ししていくという意味において、時宜を得た対策であると思います。ほかの既に行われている市内事業者への支援策と併せ、くまなく利用していただけるように周知のほうを、またよろしくお願ひしたいと思います。

次に、土木費においてであります。新型コロナウイルス感染症の影響で本来、今年度に行われる予定であった事業を次年度以降に延期せざるを得なくなったもの、また、全て行うのではなく、緊急度合いや必要性に応じて行うもの、次年度以降に先送りするものなどに分けることで対応することと、それらの理由で、結果として減額補正を行うことになったことを理解いたしました。特に、交通安全施設管理・整備事業費の道路照明設置工事では、フランスからの資材が入らないこととか、また結果、再見積りが発生することもあるようでございます。変動要因があるため、次年度以降に再設定とならざるを得ないことも理解をいたしました。

ただ、いずれにいたしましても、本来、この計画は平成27年から31年度までの5か年の計画だったと当初、私は認識しているんですけども、これがさらに延びざるを得なくなっているということだと思います。照明のLED化によつての省エネ施策であったり、CO₂削減につながっていく意味において、環境施策の面でも一日も早い実現を求めてまいりたいと思います。

さらに、5年に1度行われる、道路ストック総点検委託料、これも道路補修事業では今回、あえて必須の箇所と任意の箇所があるということで、そこをしっかりと分けて今年度内に収まることを先にやっていくことを企図しているということも確認をいたしました。さらに、旧国立駅舎開設式典業務委託料を含む旧国立駅舎管理運営事業費の延期、これもコロナの影響で実現ができなかったということ、本当にやむを得ないと思います。できれば来年度には、もちろん環境が許せば、1周年記念でも行事を、本当は盛大にと言いたいところだと思うんですけども、どうか多くの方に心からお祝いしていただけるような企画をさらに立てていただきたいと思います。

さらに、このような中でも増額の補正として行われる事業、例えば国立駅周辺整備事業での測量委

託料や、これに関しましては、今後の旧駅舎東西の土地のJRの用地との交換の基礎となる重要な準備作業であると思います。時間を置かず、行っていただければと思います。

また、さらに増額の補正として、先ほど他の委員が指摘されておりましたが、交通安全推進事業の交通安全施設整備工事、市道富士見台第4号線について、車道の幅員が基準より狭いことが判明し、危険性を早急に低減させる観点からも急遽行うことになったということ、これは本当に急ぎやっていただきたいと思います。

さらに、都市公園・緑地帯等の維持管理事業費としてのベンチ購入費、いわゆる思い出ベンチの事業、これは寄附者の思いを形にするということでございます。今回、御希望の場所は大学通りと谷保第一公園と聞いております。以上のところに一日も早く設置することが、寄附者の思いに応えることではないかと思っております。

以上、もろもろの件を勘案いたしまして、本補正予算（第7号）案については賛成でございます。以上です。

○【小川宏美委員】 今回の補正予算（第7号）案ですけれども、国の地方創生臨時交付金の額が確定しました。5億6,368万円、そして、東京都の特別交付金の額なども分かって、ここで国立市として命を守る施策を進め、そして事業の見直しによって、ここで減額補正をきっちり努力されたということを実際に評価したいと思っております。日々大変な日であったと思っております。ありがとうございます。

そして、今回1点だけ質疑させていただきましたけれども、旧国立駅舎の東西の土地の用地交換の問題です。市民が集える旧国立駅舎の広場空間を得るために部長、課長を含めて努力していることがよく分かりました。8月中も、本当に平和を考える集いが行われたことは全国的にも注目されました。しょうがいのある当事者の方からの企画も非常に注目を集めていました。コロナ禍ですけれども、にぎわいのある国立駅前空間として、非常に誇りある、品格ある旧駅舎が戻ったということで、国立駅は非常によいものを取り戻したと実感している方が多いと思います。

ここから測量に入ります。まちづくり基本計画にあります、C案の東西84メートルを測量していくこともよく分かりました。1,500平方メートルです。75人日をかけていくことも分かりました。そして、部長の御答弁にあったとおりに、ぶれずにできるだけ広い空間を市民のために確保していきたいという意思もよく分かりました。どうぞこれからよろしく願いいたします。

しかしながら、本補正予算案は他の委員会で認められない巨額の債務負担行為が入っていますので、本補正予算案には反対とさせていただきます。

○【関口博委員長】 全員の討論が終わりました。それでは、討論を打ち切り、採決に入ります。お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって、国立市議会委員会設置条例第16条の規定により、委員長において本案に対する可否を裁決いたします。本案について、委員長は否決と裁決いたします。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

ここで休憩に入ります。

午前10時57分休憩



○【関口博委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症対策と今後の取組について

○【関口博委員長】 それでは、報告事項に入ります。報告事項(1)新型コロナウイルス感染症対策と今後の取組についてに入ります。

当局から報告を願います。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 まず、御報告に先立ちまして、本定例会常任委員会の開催に関しまして、国立市議会の皆様におかれましては、引き続き、感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、各部ともに感染症対策を講じつつ、業務に臨むことができいております。この場をお借りしまして感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況につきまして、御報告いたします。健康福祉部長とともに、対策本部事務局を所管しております私から、国立市健康危機管理対策本部会議の経過及び本委員会所管の各部局の取組のうち、これまで補正予算でお認めいただいたものにつきまして、その進捗を補足的に御説明申し上げます。

お手元の建設環境委員会資料No. 46と、補足資料といたしまして第5回国立市健康危機管理対策本部会議記録、第6回国立市健康危機管理対策本部会議記録、また、第5回の本部会議の資料でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の振り返りについての3点を配付させていただいておりますので、必要に応じて御参照くださいますようお願い申し上げます。

それでは、建設環境委員会資料No. 46を御覧ください。(1)健康危機管理対策本部会議、以下対策本部と申し上げます。こちらの開催状況でございます。令和2年6月の常任委員会で御報告した以降、対策本部を2回開催しております。令和2年7月29日の第5回対策本部会議から、これまでの出席者に加えまして、新たに国立市医師会から医師会長に御参加を頂いております。第5回の対策本部会議では、市の状況につきまして、市内で感染者は確認されているものの、いわゆるクラスター感染は発生しておらず、単発で患者が発生している状況とし、当時の市の状況に関しましては、市の医師会長からも過度の心配は要らないとのコメントを頂きました。しかしながら、引き続き予断を許さない状況であると。市民や市内事業者には三密を避ける、手洗いを励行する等の感染予防対応にしっかりと努めていただくようお願いをし、感染症の実態を見ながら、再開してきた活動や業務等を今後も維持継続していくこととするとまとめました。

次に、令和2年8月25日に第6回目の会議を開催しております。こちら事前にも医師会長から市の感染状況について、コメントを頂いております。その際には、国立市内における感染自体は現状ではコントロール下にあるが、近隣市では検査陽性者の増があり、引き続き注意が必要である。世代間の感染を防ぐためにも、引き続き、できるだけ感染リスクの高い場所を避け、手洗い、うがい等の基本的な感染予防を徹底することが肝要とのメッセージを頂いております。会議のまとめといたしましては、クラスターの発生もなく何とか持ちこたえられている状況ではあるが、予断を許さない状況が続いており、市民の皆様にも過剰な不安をおおる結果とならないよう気をつけながら、これまでの基本方針を継続し、引き続き三密を避ける、手洗いを励行する等の基本的な感染予防をお願いしていくといたしました。永見本部長からは、無症状の若い世代から高齢者やしょうがいしゃ、基礎疾患を持つ方に感染が広がらないよう注意していくとの指示がなされたところでございます。

この間、対策本部会議の下部組織といたしまして、7月に1回、8月に3回の運営部会を開催し、これまでの防災部門、保健部門に加えまして、人、物、財、情報に係る庁内のコアメンバーによる情報集約、課題整理、方針案の作成を並行して行ってまいりました。このことによりまして、対策本部の一定の機動性は担保されていると考えております。

続きまして、(2)各部における新型コロナウイルス感染症対策の振り返りでございます。こちらにつきましては、7月にこれまで実施してきました新型コロナウイルスに関する対応及び業務について、各部が経過や実績の振り返りを行い、課題等の整理を行っております。詳細につきましては、第5回対策本部会議資料、新型コロナウイルス感染症対策の振り返りについてを御参照ください。

なお、その資料でございますが、誤字がございましたので訂正とお詫びを申し上げます。ページについてなくて申し訳ございませんが、表紙から2枚おめくりいただいた政策経営部の9番、課税課の欄でございますが、平成2年とありますのは令和2年の誤りでございます。また、そこから5枚おめくりいただいた、健康福祉部の22番、高齢者支援課の欄でございますが、「職がとれていない」の「職」は食べるの「食」でございます。誠に申し訳ございませんでした。

次に、(3)補正予算の主な執行状況についてでございます。裏面の2ページを御覧ください。建設環境委員会に関する項目は、事業者支援関係の①中小企業等経営支援金、②プレミアム商品券事業補助、③商店街活性化事業でございます。先般の一般質問でも多数御質問いただきましたが、実績につきまして、配付資料から更新した数字を申し上げます。

①中小企業等経営支援金につきましては、自粛対応支援金及び事業継続支援金が9月1日現在、こちらは合わせて635件の申請でございます。また、テナント家賃支援金は7月から申請受付を開始し、9月1日現在で70件の申請でございます。②プレミアム商品券事業補助は、7月19日から商品券の販売を開始し、翌20日に完売いたしました。換金状況でございますが、7月分が545万円、ここで商工会より速報値を頂いており、8月分でございますが、2,486万500円であったとのことでございます。したがって、8月31日現在での換金総額でございますが、3,031万500円でございます。換金率23.32%となっております。③商店街活性化事業でございますが、7月中旬から事業の受付を開始し、8月21日時点で2件の申請がございました。こちら9月1日現在、この2件の申請補助決定といった実績でございます。以上が補正予算の主な執行状況でございます。

なお、資料には掲載しておりませんが、この間、市民及び法人から除菌スプレーや非接触型体温計、飛沫防止パーティション等の物品を御寄贈いただいております。市のホームページにも掲載させていただいております。改めてこの場をお借りして御礼を申し上げます。

最後になりますが、現時点で、国立市内のPCR検査陽性者数でございますが、30名の方でございます。この間、人数は増えておりますが、市民の皆様並びに市内事業者の皆様による感染拡大防止に向けた取組への御協力、御対応によりまして、市内のクラスター発生は見られず、重症化した方もいらっしゃらない状況でございます。今後も市民の皆様や地域の専門職の方々と協力し、一丸となって市の新型コロナウイルス感染症対策を進めてまいりますので、議員の皆様にも引き続き御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【関口博委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 お疲れさまです。対策本部会議での議論が、いろいろ感染防止対策としては、有効な議論になっているのかと思います。建設環境委員会資料No.46の2ページ目の②PCR検査体制支援事業、これは4市の共同の事業ですけども、国立市医師会へ補助金を交付したとあるんです。こ

の額はトータルで現在、幾らになるんですか。

○【大川健康福祉部長】 こちらは補正予算でお認めいただいた額でして、1,000万円でございます。

○【高原幸雄委員】 それから、もう一つだけ。PCR検査の陽性者が30名ということになっているんですけども、その内訳というか年齢構成は、どうなっているか分かりますか。

○【大川健康福祉部長】 これですが、7月ぐらいまでは押しなべてどの年齢層も、90代とか100代は除きまして、どの年齢層も割とバランスが取れていたという言い方は変なんですけど、同じぐらいだったということなんですけど、8月に入ってから区内のように20代、30代の方々が増えているという状況がございます。ここで、家庭内の感染ということが大きい課題になっているとも言えると思います。以上です。

○【関口博委員長】 高原委員、建設環境委員会の関連の質疑、所掌の質疑をよろしく申し上げます。

○【高原幸雄委員】 今の関係で1つだけ、20代、30代のいわゆる若い人たちが増えてきているというのは、これは全体のコロナの感染拡大の傾向ということが言われているんですけども、国立市で実際に陽性者になって、今現在は退院した人もいるでしょうから、何人がそういうあれになっているんでしょうか。

○【大川健康福祉部長】 こちらは東京都のホームページに載っているデータでございますが、30名のPCR検査陽性者のうち、26名の方が既に療養が完了しているということですので、4名の方が今、入院もしくはホテル療養ということでございます。

○【藤田貴裕委員】 建設環境委員会資料No. 46の2ページの中小企業等経営支援金のうち、自粛対応支援金と事業継続支援金と一緒に件数が出ているんですけども、事業継続支援金は何件の申請か教えていただいてもいいですか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。先ほどのお話と少し日付の時点が異なるんですけど、一番最新の数字ですと、自粛対応支援金が567件、事業継続支援金は72件です。以上です。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。一番最新が72件ということですか。そうすると、あと、テナント家賃支援金というのも70件だから、あと少しぐらい上がってくるという感じで、これはおおむね申請をしていただいたと考えていいんですか。どうでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 今、最新の数字ですと75件ということですので、伸びてきつつも、そこまで、自粛対応支援金ほどは来ていないので、これから直接セーフティネット保証を申し込んできた方々に個別に連絡していこうというところです。以上です。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。

○【香西貴弘委員】 こちらの振り返りのほうでもよろしいんですか。振り返りもその範疇であれば、別に問題ないですよ。

○【関口博委員長】 はい。

○【香西貴弘委員】 振り返りの資料を拝見しております。その中で、まず、環境政策課とごみ減量課のところに関連してなのですが、まず、今後に向けてと書かれています。「公園の利用に関しては、コロナが終息するまでの間、公園ニーズの高まりとともに、多岐にわたる新たな対応が急務となっている」と書かれております。公園が密集しているとか密接状態になることへの懸念、感染のリスク、利用者のマナー違反の増加や騒音発生、樹木・雑草等の繁茂対応などということで、現状この辺り、私は一般質問でも若干言わせていただきましたが、樹木、雑草等は結構確かに繁茂していたという状況もあつたりとか、それは対応していただいているという話も頂戴しました。

ただ、それ以外に騒音発生とか、結構様々そういった問題というのは起きているということなんですか、ここに書かれているということは。どのようなものなのか、もし懸念されている内容を教えていただければと思います。

○【清水環境政策課長】 それでは、環境政策課の振り返りの部分で、今、御質疑ありました、公園の今後に向けての課題のところ、騒音とかの御相談があるのかということでございますが、公園は本当に多くの方に使っていただいております、時間問わず御利用いただいております、中には夜過ぎて、集団で遊んでいただいておりますということもありますので、そういったところのお話とかも実際ありまして、そういったところは個別、具体的に対応しているところでございます。感染拡大についても、密にならない形で、公園等に看板を貼りながら周知を行っております。以上でございます。

○【黒澤生活環境部長】 ステイホームのところで、在宅勤務等がこの間あった関係で、結局、日中いらっしゃらなかった方が在宅されているということがありまして、ですから、ふだん、日頃あまり気がつかなかったところの騒音といったことが家にいる分、目立っていると。そういったことでの苦情のお電話とかが増えていたといった状況はございます。以上です。

○【香西貴弘委員】 もう一つ、いいですか。ごみ減量課のところの部分なんです。収集体制の取組ということで、よく考えると、確かにここに書いてあるとおり——その次のページも関連してくるかもしれない、ごみの排出というのは本来、抑えていきたいという流れなんです、ステイホームが長くなっていったということもあって、逆にごみが増加する要因になっているという状況の中で、様々な作業される方の感染のリスクは高くなるということが本当に課題として挙げられていると書かれております。この辺りは対応をどのようにされようとしているのか、もし詳細を言えるようであれば、教えていただきたいと思っております。

○【中村ごみ減量課長】 収集員の感染対策ということでよろしいでしょうか。こちらでも書いてあります、手袋、マスクの着用等、あと規定では2名以上、乗車して作業するということなんですけど、会社のほうの都合で、3名で効率を上げてというやり方をやっている場合もあります。そういう場合は密になるので、そこは2名でやっていただくと。あとは、窓等を開けて換気に努めると、そういうことをやってございます。以上です。

○【香西貴弘委員】 分かりました。本当にリスクある中で、でも非常に大切な仕事だと思います。本当に逆にありがたいと思う次第です。

あと、これは質疑とかではなくて、都市整備部の2番の道路交通課のところの、「緊急事態宣言が出ていた4月・5月の自転車駐車場未使用者への利用料金返還の際」、この次なんですけど、これは「自転車自転車安全利用促進条例」となっているんですけど、これは多分、自転車自転車と、これは重なっていますよね。正式はこういう名称ではないですよね。その確認だけです。

○【江村都市整備部参事】 自転車は1つ余計です。

○【香西貴弘委員】 分かりました。以上です。ありがとうございました。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症対策と今後の取組についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。



○【関口博委員長】 これをもって建設環境委員会を散会といたします。

午前11時34分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年9月7日

建設環境委員長

関 口

博